

議案第27号

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ウ中「又は18歳未満」を削り、同号エ中「12歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「同項第4号」を「同項第1号又は第4号」に、「うち市長が特に必要であると認めるもの」を「入居に関し、考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合には、当該者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項第2号ウ及びエ（改正後の条例第7条第2項（同条第3項の規定により読み替えられる場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合について適用し、同日前に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合については、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公営住宅の入居者資格を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市営住宅条例 (抄)

(公営住宅の入居者資格)

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第9号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 省 略

(2) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと
定める

ア-イ 省 略

ウ その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 省 略

エ 現に同居し、又は同居しようとする親族に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの
18歳

間にある者がある場合 省 略

オ-カ 省 略

(3)-(9) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、同項**第1号又は第4号から第8号**までの条件を具備しない者の^う入

ち市長が特に必要であると認めるもの は、これらの条件を
居に関し、考慮すべき特別の事由があると市長が認める場合には、当該者

具備する者とみなす。

3 省 略